て準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）及び第五十三条（同法第五十五条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく書面の保存とする。

（電磁的記録による保存）

第四条　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、産業標準化法第二十八条、第四十九条第一項及び第五十三条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一・二　［略］

2　［略］

3　民間事業者等が、第一項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合のうち、産業標準化法第二十八条及び第五十三条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、主務大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第五条　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、産業標準化法第二十八条及び第五十三条の規定に基づく書面の作成とする。

（電磁的記録による作成）

第六条　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、産業標準化法第二十八条及び第五十三条の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

一条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく書面の保存とする。

（電磁的記録による保存）

第四条　民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、工業標準化法第三十五条第一項及び第三十九条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一・二　［略］

2　［略］

3　民間事業者等が、第一項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合のうち、工業標準化法第三十九条の規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、主務大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第五条　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、工業標準化法第三十九条の規定に基づく書面の作成とする。

（電磁的記録による作成）

第六条　民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、工業標準化法第三十九条の規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第七条　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、産業標準化法第四十九条第二項第一号（同法第五十五条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定に基づく書面の縦覧等とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第八条　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、産業標準化法第四十九条第二項第一号の規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）

第九条　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、産業標準化法第四十九条第二項第二号（同法第五十五条第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定に基づく書面の交付等とする。

（電磁的記録による交付等）

第十条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、産業標準化法第四十九条第二項第二号の規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一・二　［略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第七条　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、工業標準化法第三十五条第二項第一号（同法第四十一条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく書面の縦覧等とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第八条　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、工業標準化法第三十五条第二項第一号の規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）

第九条　法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、工業標準化法第三十五条第二項第二号の規定に基づく書面の交付等とする。

（電磁的記録による交付等）

第十条　民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、工業標準化法第三十五条第二項第二号の規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一・二　［略］

2　［略］

附　則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年七月一日）から施行する。